

福山市のモニタリング事業と啓発活動 ——インターネットによる人権侵害に対する取組について

高橋 雅和

I はじめに

本市はこれまで、基本的人権の尊重を柱とした日本国憲法及び人権の確立が世界平和の基礎となることを明らかにした「世界人権宣言」の理念に基づいて、人権意識の高揚とさまざまな人権課題の解決に向けて取り組み、市民の人権意識は確実に高まってきています。

しかしながら、児童虐待、DV、インターネットを悪用した差別的な書き込み、身元調査のための戸籍謄本等の不正取得事件など、人権をめぐるのは今日的な課題も存在しています。

2016年12月には全国の同和地区に関する地名の記載などインターネット上における人権侵害がますます陰湿化、悪質化していることなどから、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在するとしただうえで、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。解消することが重要な課題である。」と規定しています。

II 「人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」(概要)

本市は、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、市民と行政が責任と役割を分担し、ともに力を合わせて魅力ある地域づくりを行う「協働のまちづくり」を推進しており、その基礎となるのは、地域に暮らす市民一人ひとりがお互いに尊重されることです。

しかしながら、今なお部落差別をはじめ、さまざまな人権問題が存在し、さらに、時代とともに、人権問題に関する社会状況の変化等により新たな課題も生じています。

こうした中で、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する

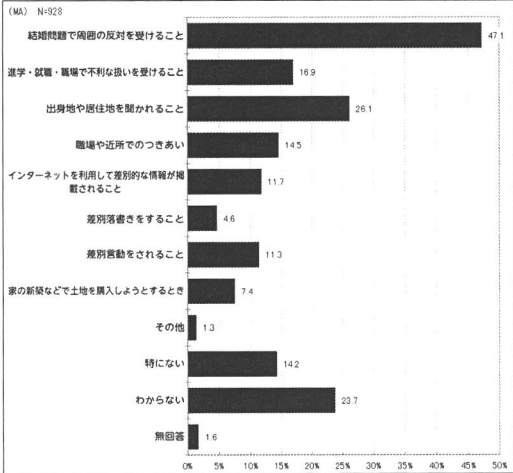
法律」(障害者差別解消法)、
「本邦外出身者に対する不
当な差別的言動の解消に向
けた取組の推進に関する法
律」(ヘイトスピーチ解消法)、
「部落差別の解消の推進に
関する法律」(部落差別解消
推進法)が相次いで施行され
ました。

このような状況をふま
え、「人権尊重のまちづくり」
についての市民意識を調査
し、新たな法律の認知度や、
2010年度に実施した前回調
査と比較するなど、市民意
識の現状を把握することにより、
今後の人権施策や協働のまちづくりを推進
するための基礎資料として活用することを目的に実施しました。

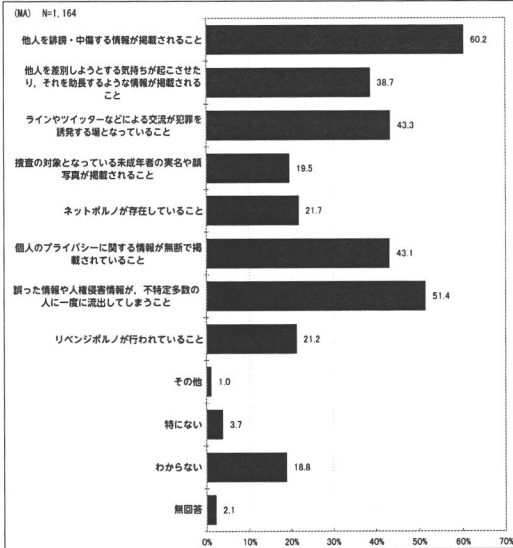
調査対象は、住民基本台帳から無作為に抽出した満20歳以上の市民3,000人
(男女各1,500人)とし、調査
期間は2018年12月1日から
2018年12月31日までの間で
実施し、有効回収数は1,164
票で回収率は39.0%でした。

この意識調査において、
「同和問題に関し、現在、ど
のような人権問題が起きて
いると思いますか。」の問い
には、「結婚」(47.1%)が他
のどの項目より高く、「出身
地や居住地を聞かれたとき」
(26.1%)、続いて「わからない」
(23.7%)などとなっています。また、「特にない」
(14.2%)も高く、差別が見
えにくくなっているといえ

あなたは、部落差別等の同和問題に関し、現在
どのような人権問題が起きていますか。



あなたは、インターネットによる人権問題に関し、
現在、どのような問題が起きていますか。

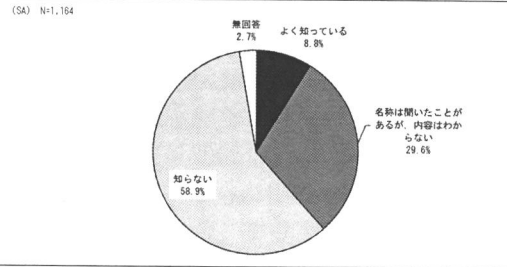


ます。

そして、「インターネットの掲示板など」は(11.7%)と、前回(2010年度4.4%)より2.6倍高くなっています。

次に、「インターネットにおける人権問題にはどんな問題がありますか?」の問いでは、「他人を誹謗・中傷する情報が掲載されていること」(60.2%)が最も高くなっています。

あなたは、「部落差別の解消の推進に関する法律(2016年施行)」が施行されていますが、知っていますか。



次に、「あなたはインターネットにおける人権侵害を防ぐために必要なことはどのようなことだと思われますか。(複数回答)」では、「違法な情報発信者に対する監視、取り締りを強化する」(67.6%)、「子どもが犯罪に巻き込まれないよう有害なサイトへのアクセスに制限をかける」(60.6%)が高く、続いて「プロバイダに対し、情報の停止・削除を求める」(47.3%)などとなっています。

次に、あなたは、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)が施行されていますが、知っていますか。」の問いでは、「よく知っている」が8.8%、「名称は聞いたことがあるが、内容はわからない」が29.6%となっており、合わせると“ともかくも、知っている”と答えた人の割合が38.4%で約4割弱となっています。

また、「知らない」が58.9%で約6割となっています。

Ⅲ 福山市人権施策基本方針(改訂版) 資料1

2012年に改訂した基本方針では、「人権施策の推進方向の分野別施策の推進」において、「同和問題の正しい理解と差別のないまちづくり」の現状と課題として、「インターネット上での同和地区名や個人名をあげた差別記載など、差別事件は今なお後を絶たない状況」をあげており、推進の方向における差別事件への取組として、「インターネット上の差別記載については、迅速な削除要請を行うとともに、国の人権擁護機関と連携し、解決に努めます。」としています。

また、「高度情報化社会における人権問題」の現状として、「インターネッ

トの普及により、多くの人々がさまざまな情報を瞬時に享受することができるようになった一方で、発信者の匿名性を悪用して、掲示板等に人権を侵害する書き込み等が増加し、差別を助長していること」と、「2002年に『プロバイダ責任制限法』が施行され、これに関連して『名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン』が策定され、重大な人権侵害で被害者自身が被害の回復を図ることが困難な場合に、法務省人権擁護局や全国の法務局がプロバイダ等に削除の依頼をすることができることになった。」ことをあげています。

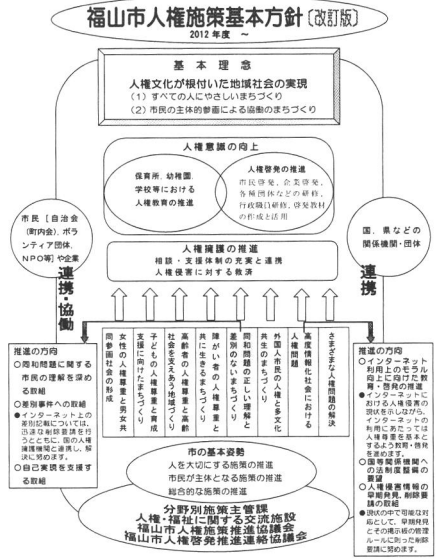
課題としては、「人権侵害情報の発信そのものに規制がないため、個人情報や同和地区名をあげた書き込みが後を絶ちません。本市は、こうした記載が発見され次第、掲示板の管理者に対して削除要請をしていますが、すべて事後処理のため、根本的な防止策となる法制度の整備について全国市長会を通じて国に要望しています。」

また、「高度情報化社会の中であって利便性が向上する一方で、利用者のモラルを高めることも必要です。」としています。

推進の方向として、「インターネット利用上のモラル向上に向けた教育・啓発の推進」として、「インターネットにおける人権侵害の現状を示しながら、インターネットの利用にあたっては人権尊重を基本とするよう教育・啓発を進めます。」としています。

第五次福山市総合計画部門別計画

資料 1



IV 「差別事象における初期対応マニュアル」の作成 [資料2]

2014年1月には、行政職員一人ひとりが人権感覚を磨き、あらゆる職場、さまざまな場面で人権を尊重した対応ができるよう、差別的な行為に出会っ

差別事象における 初期対応マニュアル

(改訂版)

(抜粋)

まちづくり推進部 人権・生涯学習課

2014年(平成26年)1月

2017年(平成29年)4月(改訂)

行政職員として

行政職員は人権・差別問題解決の責務を担っており、教育、啓発の重要性を考慮し、次の点に留意しながら、あらゆる差別や偏見を解消するための認識を深めていく必要があります。

(1) それぞれの行政分野での適切な対応

職場等での差別発覚発生の際には、それぞれの部署が直接的対応窓口となり、責任を持って適切に対応できるように、すべての職員が理解を深める必要があります。

(2) 公務員としての自覚と責任ある姿勢

たとえ職務時間外であっても、差別行為に出合った場合、問責を仰せし、注意するなど適切な対応を行うことはもとより、市民から、同問題をはじめさまざまな人権問題についての正しい認識が得られるよう、家庭や地域においても啓発に努めることが重要です。

(3) 住民学習会の充実につけて

在住行政職員は住民学習会に積極的に参加し、さまざまな人権問題や地域課題の解決に向けた学習会がけん引役となる必要があります。そのためにも、司会進行・助言者としての力量を高めると同時に、目録会(町内会)などと連携し、地域の実情を把握することが大切です。

(4) 在住行政職員の余の活性化につけて

在住行政職員は、住民学習会をはじめとする地域活動へ参加するなかで、地域における行政職員としての役割を果すことが期待されています。この役割を果たしていくためには、組織で働き並ぶ必要があることが重要です。今後、在住行政職員同士の間関係性を深め、これまで地域活動に積極的であった職員や若年層の職員が参加しやすい組織をつくる必要があります。

(5) 「人権文化が根付いた地域社会の実現」をめざして

同問題については今なお厳しい差別の実態をふまえ、「人権文化が根付いた地域社会の実現」に向けて、在住行政職員が地域で果たすべき役割は大きく、住民学習会における役割以外にも、人権問題に気づき取り組みのように一ひとりが人権意識の向上を図ることが重要であり、

はじめに

日本国憲法は、国民主権、平和主義とともに基本的人権の尊重を一つの柱とし、「国はすべての基本的人権の尊重を怠り得ない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、優越することのない永久の権利として、譲渡し得ない権利に与へらるる(第1条)と定めています。本邦は、まちづくりの基本方針を「人間協働都市」とし、恒久平和の精神、基本的人権の尊重、市民主体の行政の推進を掲げています。

とりわけ人権の尊重に関しては、「人権施策基本方針」に基づき「だれもが自己実現のための努力を情に助けられることとなり、また、助けられることのない地域社会」、「人権尊重を許さない施策が成立しない人権尊重を基盤とした行動が日常化された地域社会」の実現、すなわち「人権文化が根付いた地域社会の実現」をめざして、市民のあるべき姿の実現の場において、人権意識の浸透を柱とした行政運営(人権)への取り組みを通じて積極的な施策を推進してまいります。

しかしながら、今日でも依然として意識低下、DV(ドメスティック・バイオレンス)、インターネット等を利用した人権被害など、さまざまな人権問題が生じており、一部において人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が定着してはきていない状況が見られます。

我が国特有の人権問題である同問題については、これまでの長年の取組によって、生活環境や産業基盤の整備などの面では相応の成果があがっているものの、2010年度に実施した「人権尊重のまちづくり」に関する市民意識調査では、差別問題を中心に差別意識は顕著に存在し、差別意識や偏見の高さが問題として明らかになりました。

また、結婚相手や同地区出身者であることを選べることも、配偶者、他人の戸籍簿などを取得できる立場にある人に依頼するなど、制度を悪用して不正に戸籍簿未入手等といった事例が頻りに発生し、身元調査はますます難しくなっております。

そのほかには、ネットやメールやSNS等の1秒の匿名性を利用して、同地区やその他の自治体に対する誹謗・中傷、プライバシーの侵害などが顕著に増加しています。インターネットを悪用した差別発信、匿名で情報を発信でき、不特定多数の人の目にとり、一度ネット上に流布した情報は回収が不可能になるため、非常に深刻です。これらの行為は、同問題への無理解や偏見を一種助長し、差別意識を拡大するものであり、許しがたい行為です。

私たち行政職員は、自分の人権のみならず、他者の人権にも正しく理解し、すべての人が尊重される社会を築いていかなければなりません。

そのためには、まず、すべての市民が意識的、間接的に人権に関わり、人権と無関係な施策は存在しないという意識を身につける必要があります。

そして、一人ひとりが人権感覚を磨き、あらゆる場面、さまざまな場面の人権を尊重し、対応が求められます。

このマニュアルは、差別的な行為に出合った場合の初期対応のポイントを事例とともにまとめ、差別意識等を活用していただき、職員一人ひとりが適切かつ迅速な対応ができるよう人権意識を高めていきます。

5. 差別意識を減らすための対応

- ① 通報があったら、発見した人や地域・人権・生涯学習課へ連絡する。(通報の場合は、通報時期、名前、連絡先、発見場所の名称、内容、大きさや発覚後の対応) ※書き込み内容が漏れないように、また、その内容が他に見られないように、紙等でも取り、(メールの場合は、発信元を必ず確認する)
- ② 書き込みの宛先、内容が把握できない限り、正確に詳細(デジタルカメラの活用)
- ③ 書き込みが個人所有物への行為であれば、所有者へ宛先の理解を得る。

インターネット掲示板等の場合

- ① プライバシーの侵害や誹謗中傷の内容を含む書き込みを見つけたら、ページアドレス(サイト名、アドレス)を照会し人権・生涯学習課へ連絡する。(パソコンで表示できる場合は、記事の内容を保存するホームページを保存する)
- ② ホームページ管理者(削除依頼フォーム)に削除依頼できる場合は行う。多くの掲示板は削除を依頼するための連絡先(電子メール)をサイト上に表示している。(インターネット掲示板内版、検索・削除依頼マニュアルを参照)

インターネット上では、無責任に同地区の悪名を書き込む悪質な行為が頻りに発生し、また、同地区のSNSやネット上に公開する悪質な行為も後を絶ちません。同地区出身を理由に、結婚や就職の際に差別する意識は今も今もなくなりません。こうした社会問題の一方で同地区の根本を改善することは、非常に困難です。インターネットを利用して不特定多数の人に対して差別的な書き込みをすることは、差別を助長・拡大することにつながり、極めて悪質な差別行為であると捉えます。

① 差別書き込みや差別行為を助長する一方、悪意ながら今日の日本においては、これらの悪質な行為を積極的に取り締まる責任は重くあります。

② 悪意ある匿名のインターネット上の差別書き込み等は、同地区に対するマイナスイメージを生み出すだけでなく、被害者を生み出していることから、その内容が同地区の人権意識の高揚を図るとともに、人権問題についての正しい理解を醸成していくことが重要です。

インターネット上における差別書き込みの悪名を明らかにしているため、こうした同地区の地名や住所等の書き込みを発生した場合は、つぎの順次にて人権・生涯学習課へ連絡していただく。

削除依頼を行う内容について

削除依頼を行う内容が見えられたら、対象となる書き込みの内容を紙ファイルと電子ファイルの両方で記録してください。書き込み内容が編集されたり削除されたりする前に次の点に留意して、事項を保存しておくことが重要です。

- ・ 掲示板等のウェブページの印刷 (紙ファイル)

た場合の初期対応のポイントを事例ごとにとまとめました。このマニュアルを職場研修等で活用し、適切かつ迅速な対応ができるよう人権意識を高めているところです。

インターネット掲示板等の場合においては、次のように記載しています。

- 1 プライバシーの侵害や誹謗中傷の内容を含む書き込みを発見したら、ページアドレス（サイト名、スレッド名）を確認し、人権・生涯学習課へ連絡する。（パソコンで表示できる場合は、記事の内容を印刷するかページを保存する）

- 2 ホームページ管理者（削除依頼フォーム）に削除依頼できる場合は行う。多くの掲示板は削除を依頼するための連絡先（電子メール）をサイトに明示しています。

インターネット上における差別書き込みの実態を明らかにしていくため、こうした同和地区の地名や誹謗中傷等の書き込みを発見した場合は、つぎの手順に沿って人権・生涯学習課へ連絡してください。

削除依頼手順について

削除依頼を行う内容が発見されたら、対象となる書き込みの内容を紙ファイルと電子ファイルの両方で記録してください。書き込み内容が編集されたり削除されたりする前に、事実を保存しておくことが目的です。

- 掲示板等のウェブページの印刷（紙ファイル）
- 掲示板等のウェブページのファイル保存（電子ファイル）
- 「削除依頼連絡票」を作成（年月日・記入者・サイト名・スレッド名・書き込みNo・書き込み日・削除内容・削除理由を記入）して連絡してください。

・掲示板等のウェブページのファイル保存（電子ファイル）
 ・「削除依頼連絡票」を作成（年月日・記入者・サイト名・スレッド名・書き込みNo・書き込み日・削除内容・削除理由を記入してください。）して、電話（内線・#100・2066 または 03-5561-0100）やメール（アドレス: joken@naramarketing.com, joken@naramarketing.com）で連絡してください。

削除依頼連絡票 記入例 No. _____

年 月 日	2013年3月2日 (火)	記入者	高橋
【サイト名】	埼玉.com 山陽版		
【スレッド名】	福山のようわかん企業		
「書き込みNo」	36	書き込み日	2013年3月1日
削除内容	在日とか関係系の福山の会社教えて下さい。のパソコン画面は隠れなくてもいい！		
削除理由	差別差別、在日内閣人差別を助長する内容のため		



削除依頼連絡票

年 月 日		記入者	
【サイト名】			
【スレッド名】			
「書き込みNo」		書き込み日	
削除内容			
削除理由			

4

V 啓発リーフレット「インターネットと人権」の作成(2014年度)

インターネットの特性を正しく理解し、安全に利用するうえで大切なことを考え合うための教材として、リーフレットを4万部作成して、地域別住民学習会や出前講座で配布しています。本市においては、1980年から、地域別住民学習会に自治会(町内会)等と協働で取り組んでおり、行政職員は「人権文化が根付いた地域社会の実現」にむけて、しっかりとかわっていく必要があることから、各職場ごとに実施している人権問題職場研修における事前学習資料として活用しています。2020年度は、部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)について理解を深めるため、「一人ひとりがかげがえのない私」を作成しました。

(福山市ホームページ「人権啓発リーフレットのご紹介」)

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jinken-shogaigakushu/155499.html>

インターネットの正しい利用を！

インターネットは私たちの生活の中でなくてはならない便利なツールになっています。知りたい情報を、誰でも簡単に、すぐに手に入れます。また、世界中の人々と気軽に交流でき、掲示板への書き込みやホームページの開設により、広く世界中の人々に対して自分の意見や考えを情報発信することが可能です。しかし、インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意をもって使うと「凶器」にもなります。

インターネットと人権
～お互いの人権を尊重した豊かなコミュニケーション～

私たちのくらしとインターネット
インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を便利なものにしています。最近では、パソコンや従来の携帯電話に加えて、スマートフォンやタブレット端末などの普及に伴い、利用方法も多様化し、子どもからおとなまで多くの人が利用しています。
インターネットの利用者数は年々増加し、2012年(平成24年)の利用者数は3,652万人で、人口普及率は79.5%に達しています。(出典)総務省「2012年通信利用動向調査」

インターネットによる人権侵害や犯罪が増増
インターネットの利便性が広まり、利用者が増加し続ける一方で、匿名性や情報発信の容易さから、個人や団体を誹謗・中傷したり差別を助長する書き込みや、出会い系サイトへの書き込みから実際に被害を及ぼすような事件などが全国で多発しています。
私たちは、どのようなことに気をつけたらよいでしょうか。

福山市

インターネット上の人権侵害の特徴として

- 加害の容易性…誰でも簡単に書き込みができる。複製や画像等の合成も容易。
- 匿名性…匿名での書き込みが可能。被害者自身が加害者を特定することが難しいため、被害者の精神的な不安や負担が大きい。
- 被害の急速、拡大化…いったんネット上に掲載されると、誰もが閲覧できる。また、内容がコピー、転載され、短期間に大量の情報が世界中に広がる可能性がある。
- 被害の回復の困難性…情報の発信者やサイト管理者が特定できないと、削除依頼が困難となる。

VI リーフレット「インターネットと人権」活用例(抜粋)

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、また、ラジオやテレビ番組の視聴、動画の配信、ショッピングなど私たちの生活は大変便利になりました。近年では携帯電話、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子どもたちにとっても身近なものになっています。

その一方で、インターネット掲示板への個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、学校の知らない非公式サイト(学校裏サイト)などでのいじめなど、人権を軽視した行為が大きな問題となっています。

インターネット上では、お互いの姿が見えないことや、匿名性といったインターネットの特性から、

- 特定の個人や団体等を誹謗・中傷する掲示板への差別的な書き込み
- 差別を助長する表現・情報等の掲載
- 個人情報や画像の流出
- 他人になりすましての書き込み
- 携帯サイトを悪用したいじめなどの人権に関わる悪質な問題が発生しており、人権感覚や人権意識の希薄化がもたらす人権侵害が深刻化しています。

人権侵害の事例を紹介すると、

- 個人名や居住地、職業などを特定して、誹謗・中傷する書き込みがされる。例えば、「在日とか部落系の会社教えてください」「在日・創価・部落に毒された福山」「治安の悪い町」等のスレッドに個人名や企業名、地域を特定した誹謗・中傷がされています。

- 同和地区などと称して具体的な地域名が書き込まれる。また、地域名に関する情報を求める書き込みがされることもあります。例えば、「福山市の同和地区を教えてください」「広島の情報」といったスレッドに地域名が書き込まれることです。
- 犯罪被害者やその親族、交友関係などの情報が書き込まれたり、少年の刑事事件に関し、犯罪を犯したとされる少年の実名や写真が掲載される。
- 情報共有サービスで、同和問題に関する質問に解決できた回答の7割近くが偏見や差別を助長する内容。
- 全国の被差別部落の所在地情報一覧をインターネットに掲載する。



(出典) 法務省「人権侵犯事件」の状況について

法務省が発表したインターネットを利用した人権侵犯事件は高い水準で推移しており、2019年に救済手続を開始した件数は、1,985件でした。

これらは、法務省の人権擁護機関が人権侵害を受けた被害者からの申告等を受けて取り扱った人権侵犯事件数であり、氷山の一角といえます。

本市では「福山市人権施策基本方針」に基づき、インターネット掲示板等の定期的な監視を実施しており、同和地区を特定するものや個人を誹謗・中傷する悪質な内容については、管理者などに削除要請をしており、2019年度は、197件と前年度の154件に比べて約1.3倍に増加しています。

一度インターネットに掲載された情報は、簡単に複製や合成でできてしまいます。また、内容が次々とコピーや転送されてしまい、またたく間に世界中に広がってしまいます。

また、匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質なものになりやすく、被害者の精神的な不安や苦痛も大きくなるのが特徴です。

楽しく安全にインターネットを利用するには、日常生活と同様にルールやマナーを守るとともに、情報をそのまま受け取るのではなく、その真偽を見抜き活用する能力(メディアリテラシー)を身につけることが大切です。

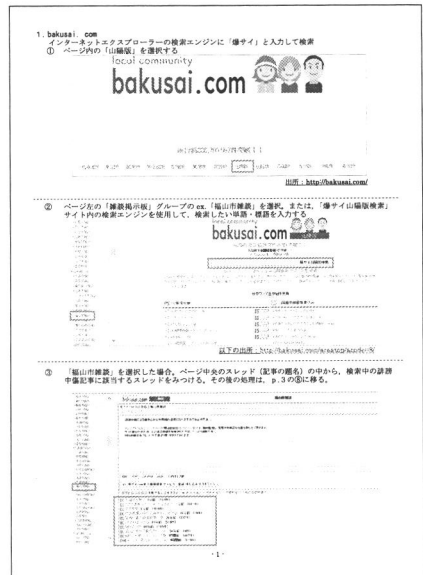
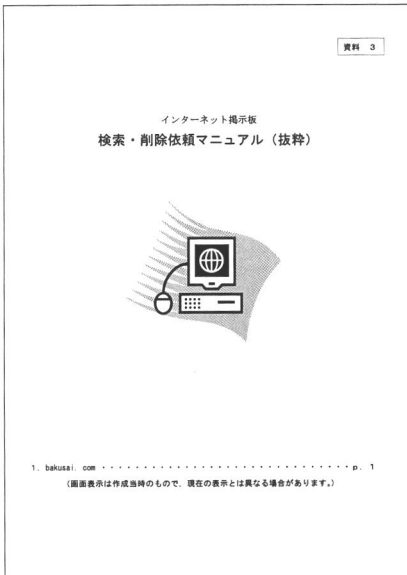
「顔が見えないから、名前が出ないから・・・」だからこそ、自分の行動に思いやりの心を持つことが大切です。メールを送ったり、掲示板に書き込

んだりするときも、同じことが言えます。面と向かって言うてはいけない言葉や表現は、インターネット上でも使ってはいけません。社会のルールや常識は、インターネットの世界でも同じです。

インターネット上の人権侵害は、私たちの社会に暗い影を投げかけています。こうした問題をなくしていくためには、お互いに信頼してつながり合える関係を築いていくことが大切です。インターネットの掲示板等で、プライバシーの侵害や差別的な書き込みなどの人権侵害を受けた場合は、「プロバイダ責任制限法」(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)[2002年5月]では、プロバイダや掲示板の管理運営会社等に、削除依頼や発信者情報の開示請求などを行うことができると定められています。また、総務省支援事業の「違法・有害情報相談センター」(<http://www.ihaho.jp/aboutus/comfirm.html>)では、インターネットにおける違法・有害情報に対する削除等の対応方法について適切なアドバイスや情報提供がもらえます。「早期発見・早期削除」が大切です。

Ⅶ 福山市の削除依頼の取組 資料3

本市では、2000年からインターネットによる人権侵害に対する取組として、モニタリング(掲示板の定期的な監視)を実施しており、「同和地区を特定す



るものや個人を特定した差別的な誹謗中傷など」悪質な差別的な書き込みについては、掲示板の管理運営会社等へ書き込みの削除を求めています。

④ サイト内の「検索エンジン」に ex「誹罵」と入力する

⑤ 検索結果が出力された際、この例のように「スレッドの閲覧」ボタン（赤文字）の順に「もっと見る」から、検索中の誹謗中傷記事に該当するものをつけて選択する

⑥ 「レスの検索結果」から、 ex「在日」と検索済みの・・・を選択

⑦ 「このスレッドを見る」を選択

⑧ レスの中から、検索中の誹謗中傷記事をつまみ取る

⑨ 「削除依頼の処理」を選択

⑩ 検索中の誹謗中傷記事をつまみつけたら、ページ最下部の「削除依頼」を選択する

⑪ ページ中央の「削除依頼フォーム」に入力し、「削除依頼を送信」を選択

※なお、削除依頼したいレスの横についてるページを残し、別に新しくページを開いて削除依頼フォームを入力すると便利

④ 「このスレッドを見る」を選択

⑤ レスの中から、検索中の誹謗中傷記事をつまみ取る

⑥ 「削除依頼の処理」を選択

⑦ 検索中の誹謗中傷記事をつまみつけたら、ページ最下部の「削除依頼」を選択する

⑧ ページ中央の「削除依頼フォーム」に入力し、「削除依頼を送信」を選択

※なお、削除依頼したいレスの横についてるページを残し、別に新しくページを開いて削除依頼フォームを入力すると便利

必須項目へ入力する。通報区分「その他」

※お問い合わせ内容欄に「誹謗中傷」の文字を必ず入力してください。誹謗中傷とは、事実と異なる虚偽の事実を公表し、他人の名誉や信用を毀損し、他人の権利を侵害する行為を指します。また、虚偽の事実を公表し、他人の権利を侵害する行為を指します。また、虚偽の事実を公表し、他人の権利を侵害する行為を指します。

① 削除依頼に同意する

② チェックする

③ クリックする

④ モールを選択する

⑤ クリックで完了

2018年12月の法務省の通知には、「特定の地域が同和地区である、またはあったと指摘する情報を公にすることは、差別の助長・誘発目的かどうかにかかわらず、人権擁護上許容し得ない」とし、「原則として削除要請などの措置の対象とすべき」と明記しており、当該書き込み内容はこれに該当するため、削除をお願いします。

担当職員2名により、「bakusai.com」や「2ちゃんねる」などの掲示板を中心に、毎日延べ1時間程度「部落」「同和」「在日」などのキーワードにより検索しています。また、「掲示板横断検索」というサイトを利用すると、18の掲示板を一括で検索することができ効率的です。さらに、2013年度からは、NPO団体への啓発事業の委託業務内容にインターネット掲示板の検索を追加し態勢の強化を図っています。

削除依頼の件数は、2008年度は11件だったものが、2012年度は100件を超えました。その後は、年間30～60件を推移していましたが、2017年度からは、再度100件を超える状況です。12年間での860件の削除依頼に対して削除されたものは、695件であり削除率は80.8%となっています。

これらの中には、削除されては同じ内容を再三書き込むという極めて悪質な事例もあり、煽動的・挑発的な内容が増加している実態があります。

ネット上では、「言論弾圧だ」などとの拒否反応もありますが、問題となっている書き込みは、「差別と偏見を助長する悪意を持ったものであり、人を傷つける自由は認められるはずはない」と強く思っています。

【差別書き込み削除依頼】

2020. 3. 31現在

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
削除依頼件数	11	16	13	59	109	63	30	49	52	107	154	197	860

また、2017年3月には、プロバイダ関係の4大業界団体が、ヘイトスピーチと同和地区の所在地情報の差別的掲載を禁止しました。「契約約款モデル条項」で禁止事項とされている「他者に対する不当な差別を助長」する等の行為に、ヘイトスピーチ（本邦外出身者に対する不当な差別的言動）と不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定地域がいわゆる同和地区であることなどを示す情報をインターネット上に流通させる行為が含まれることが明確化されました。

さらに、2018年12月、法務省は地方方法務局にネット上にある同和地区（被差別部落）に関する情報の対応強化（削除要請）の通知を出しました。

法務局は、従来は特定の人物を対象としていたり、差別の助長・誘発が目的だったりに限ってプロバイダなどに削除要請をしていましたが、目的に関係なく特定地域を同和地区であると明示していれば原則として削除を要請するとしました。強制力はないものの、これまでの運用に比べて踏み込んだ対応となっています。

このことによって、削除依頼したものが削除される確率が高まってきています。

検索をしている中では、差別的な書き込みをする人をたしなめる人もいますが、そこには差別する人、差別をあおる人、同調する人が見えてきます。もう差別はない、あるいは無関心な人に今の実態を伝え、差別を無くすために努力する人を増やしていくことが必要であると考えています。

地道な取組ではありますが、差別的な書き込みは必ず削除されるもので、誰かがしないといけないという視点を市民と共有し、人権意識を醸成するためにも重要な取組であると感じています。

最近では、ネット検索を実施する団体や自治体が増えてきていますので、相互のネットワークを図りながら、効果的な検索や削除依頼につなげていきたいと考えています。

多くの掲示板は削除を依頼するための連絡先(電子メール)をサイト上に明示しています。ただし、自分の権利が侵害されている、ということが管理者等に認められなければ書き込みが削除されないこともあります。

また、掲示板によっては削除依頼がすべて公開されるものもあります。また、削除依頼の書き方によっては、それに対する反論の書き込みがなされる可能性があり、さらに新たな誹謗・中傷へとつながってしまうこともありますので、削除依頼はサイトによっては慎重に行う必要があります。

さらには、同和地区のリストや人名や住所をネット上に公開する悪質な行為も発覚しており、多くのコピーサイトによって差別が拡散されている実態があります。そして、そのサイトの多くは国内法が適用されない海外のサーバーを利用するなど、削除の困難性が増しています。

インターネットを利用して不特定多数の人々に対して差別的な書き込みをすることは、差別を助長・拡大することにつながる極めて悪質な差別行為と言えます。

差別書き込みや差別を助長する書き込みが増加している一方、残念ながら今の日本においては、これらの悪質な行為を直接的に取り締まる法律はありませんが、犯罪が疑われる場合には、発信者の特定を行うこともあり、誹謗・中傷の書き込みが「名誉毀損罪」や「侮辱罪」として検挙されることもあります。

Ⅷ お互いの人権を守るために

インターネットによる人権侵害は、一人ひとりの人権意識や人権をめぐる社会状況がそのまま現れたものといえます。

この問題を他人事ではなく自分のこととしてとらえ、インターネットの特性を理解したうえで利用することが大切です。私たちの人権意識を高め、生活の中の人権問題を鋭く見抜き、それを許さない行動が必要であり、人権が尊重された社会を実現する担い手としてどのように行動するかが私たち一人ひとりに問われています。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるい、感染の拡大が続いています。

本市においては、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成し、国、県、市が提供している正確な情報を確認し、感染者等の人権に配慮した冷静な行動に努めるよう呼びかけています。

また、「日本赤十字社」では、感染拡大を防ぐために「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」を作成しています。その中で、この感染症は、「病気」「不安」「差別」の“3つの顔”を持っており、これらが“負のスパイラル”としてつながることで、更なる感染の拡大につながる怖さを伝えています。

感染症に振り回されないためには、「気づく力」「聴く力」「自分を支える力」を高め、「確かな情報を拡げることや差別的な言動に同調しないこと」、「医療従事者や治療を受けている人とその家族、小さな子どもがいる家庭や高齢者」など、感染を拡大しないように頑張っているすべての人をねぎらい、敬意を払うことの大切さを訴えています。

そして、それぞれの立場でできることを行い、みんなが一つになって負のスパイラルを断ち切りましょう。と結んでいます。

不安な気持ちから「早く安心したい」と短絡的に答えをだすために、他人を非難し、責任を押し付けることにより、心の平穏を得ようとする構図が見えてきます。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。感染者は、1日でも早く回復したいと考え、病気と闘っています。いわれなき誹謗や中傷は、さらなる苦しみや悔しさをも、背負うこととなります。

厚生労働省や県・市が提供している正確な情報を確認し、感染者等の人権に配慮した冷静な行動に努めましょう。

「恐れるべきは人ではなくウイルスです。」(公益財団法人 人権教育啓発推進センターホームページより)

Ⅸ おわりに

同和問題をはじめさまざまな人権問題解決のためには、人権啓発・人権擁護にかかる諸施策が重要であり、わが国の人権侵害にかかる人権擁護行政は、法務省による「人権侵犯事件調査処理規程」に基づいて取り組まれてきました。

しかし、人権侵犯の事実にかかる調査権限についての定めがなく、人権侵害行為者からの協力が得られない場合などは取組に限界が生じ、実効ある人権救済と啓発が困難な状況にあります。

2016年4月には「障害者差別解消法」が施行され、6月には「ヘイトスピーチ」を解消するための法律も施行されました。また、12月には全国の同和地区に関する地名の記載などインターネット上における人権侵害がますます陰湿化、悪質化していることなどから、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在するとしうえて、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。解消することが重要な課題である。」と規定しています。

「人間環境都市福山」の「まちづくりの基底」には、「基本的人権の尊重」があります。まちづくりを進めるために、市民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無、国籍を越え、お互いの人権を尊重し、信頼のできる関係を築き、それぞれの特色や個性を活かし、協力しながら、「人権文化が根付いた地域社会の実現」に取り組んでいます。

今日、インターネット上においてはさまざまな人権侵害事象が後を絶たない現状から、効果的な人権救済を図るためには、人権侵害行為についての法的規定や規制を整備し、罰則をともなう強制力をもった調査や救済が必要です。

こうしたことから、被害者の救済を図ることのできる真に実効性のある法律を制定することを、全国市長会を通じて国に要望しているところです。

本市は、1945年8月8日の空襲によって市街地の約8割を焼失し、多くの尊い命が失われました。戦後の混迷を抜け出せない中、市民と行政が協働し、1956年に現在のばら公園にばらの苗1,000本を植えました。

ここから、「ばらのまち福山」の歴史が始まりました。現在では、「100万本のばらのまち」として、市民や団体、事業者などと行政が手を取り合い、福山ばら祭をはじめ、さまざまな活動を展開しています。そこには、ばらを通じて「思いやり・優しさ・助け合いの心」を表す「ローズマインド」を育み、その思いをかたちにしていこうという取組があります。

また2016年度から「協働のまちづくり」の取組を行っており、「住んでみ

たい「住み続けたいまち」を実現するために、市民と行政がそれぞれの役割を担い、共に力を合わせてまちづくりを進めています。

今後とも、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが住んでみたいと思えるような「人権文化が根付いた地域社会の実現」に向けて、市民との協働によりたゆみない努力を続けていきます。

(たかはし・まさかず 福山市市民局)